

CONTENTS

文化人の本音 河合準雄文化庁長官対談 第42回 ゲスト 宝生 閑さん ●能楽師ワキ方下掛宝生流
ワキがいるからシテが出られる4
長官コラム 文化庁の抜穴9

連載	いきいきミュージアム 美術館・博物館事業レポート 42 福島県立美術館22	文化庁 コース	平成17年度文化庁舞台芸術国際フェスティバル(IPAF2005)38	文化庁 提言	近代化遺産(建造物等)の保護の課題10
	芸術文化の風 6 オーケストラ(小倉信宏)23		第3回国際文化フォーラム39		近代化遺産の保存・活用に關する一五年の成果12
	著作権Q&A 「著作権なるほど質問箱」から 6 誰が著作権を持つ?24		九州国立博物館 10月16日からいよいよ公開開始40		文化財としての近代化遺産の保護 課題と展望14
	文化交流使の活動報告 18 タンゴのリズムと文化交流(ソレタッド/タンゴ・クインテット)25		第1回ものづくり日本大賞内閣総理大臣表彰受賞者決定40		事例紹介 萬代橋の保存活用に向けた市民の取組16
	伝建地区を見守る人々 伝建歳時記 18 市民が用事をすませる町(岐阜県高山市)26		東京国立博物館 特別展 華麗なる伊万里、雅の京焼41		別子銅山の保存・活用に向けた市の取組18
	史跡を楽しむ 6 中河内最大の前方後円墳(大阪府八尾市)28		京都国立博物館 天台宗開宗千二百年記念 特別展覧会 最澄と天台の国宝42		碓氷峠鉄道施設の保存修理と活用19
	言葉のみつめる 6 話し言葉にみられる「場つなぎ表現」29		東京国立近代美術館 工芸館 日本のアール・ヌーヴォー 1900-1923 : 工芸とデザインの新時代43		東京駅赤レンガ駅舎保存・復原 時代が描く夢20
	地域からの「文化力」発信 6 第20回国民文化祭・ふくい200530		東京国立近代美術館 フィルムセンター 生誕百年特集 映画監督 斎藤寅二郎と野村浩将43		旧筑後川橋梁(昇開橋)の積極的な活用に向けて21
	文化人 in 関西 関西元氣文化圏で活躍する人々 6 ピアニストは市役所職員 谷口博章さん(大阪府豊中市)32		国立西洋美術館 キアロスクーロールネサンスとバロックの多色木版画 フリッツ・ルフト・コレクションの所蔵作品による44		三浦卓也21
	風を呼ぼう、わか町に 登録有形文化財建造物との歩み 18 鉾山町が賑わいを取り戻す 町並みまるごと博物館33		東京文化財研究所 第39回美術部オープンレクチャー 日本における外来美術の受容44		酒井敦司20
日本の伝統美と技を守る人々 重要無形文化財保持者の団体編 2 重要無形文化財 人形浄瑠璃文楽34		高村功一19			
国宝・重要文化財をもっと楽しむ方法 文化財鑑賞の手引き 30 参籠札の文字とかたち35		坪井利一郎18			
文化財をめぐるパートナーシップ 3 旧五十嵐歯科医院の保存と活用36		大熊 孝16			
文化財をめぐるパートナーシップ 3 旧五十嵐歯科医院の保存と活用36		後藤 治14			

特集 THE 近代化遺産

近代化遺産(建造物等)の保護の課題

近代化遺産の保存・活用に關する一五年の成果

文化財としての近代化遺産の保護 課題と展望

事例紹介 萬代橋の保存活用に向けた市民の取組

別子銅山の保存・活用に向けた市の取組

碓氷峠鉄道施設の保存修理と活用

東京駅赤レンガ駅舎保存・復原 時代が描く夢

旧筑後川橋梁(昇開橋)の積極的な活用に向けて

今月の 表紙	旧丸山変電所蓄電池室および機械室 (重要文化財碓氷峠鉄道施設) 撮影：小野吉彦	新国立劇場スポットライト45
		10月の国立劇場46
		芸術文化振興基金ニュース47
	題字デザイン 桑山弥三郎	

近代化遺産(建造物等)の 保護の課題

1 近代化遺産保護の一五年

近代化遺産とは、建造物については、我が国の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る近代の文化財を包括的に表す言葉です。近代化遺産は、高度経済成長期以降の産業構造の変化や地域開発の進展の陰で、その文化的価値がほとんど顧みられることなく次々と失われていきました。時代が進むにつれ、個々の思い出を紡ぎ出し心に潤いを与える存在として、あるいは地域づくりの新たな拠り所として、次第に国民の関心を集めるようになりました。

こうした社会状況を踏まえ、文化庁では優れた近代化遺産を適切に次世代に伝えるべく、平成二年度にその保護に向けた取組を始めました。それから一五年が

経過した現在、全国の七割以上の地域で悉皆調査が終了し、近代化遺産の全国的な所在状況はおおむね明らかになりました。また国宝及び重要文化財指定基準の改正や登録文化財制度の設立など制度の充実を図ることで近代化遺産の指定、登録が進み、現在近代化遺産としての重要文化財は四三件(一〇六棟)、登録有形文化財は約一〇〇〇件に達しています。

近代化遺産の普及啓発に係る各地の活動も、近年活発になりつつあります。近代化遺産の所在する市町村を中心として平成九年に組織された「全国近代化遺産活用連絡協議会」では、工部省設立の日である一〇月二〇日を近代化遺産の日と定め、今年度よりその日を前後する期間に、全国に所在する近代化遺産を一斉公開する準備を進めています。こうした活

動の輪が広がることで、近代化遺産を保護する気運がさらに高まることが今後期待されます。

2 近代化遺産の特質と課題

こうしたさまざまな成果の蓄積を見る一方で、今後それをさらに充実していくために、解決すべき課題が具体的に増えてきたことも確かです。ここでは、近代化遺産と従来の文化財建造物との違いを指摘し、それらの違いに起因する課題と解決の方向性についていくつか示したいと思います。

(1) 構造形式

多くの近代化遺産には、従来の文化財建造物と異なる構造形式が用いられています。まず、現在約四〇〇〇棟ある全国の重要文化財建造物の約九〇%が木造で

あるのに対して、指定されている近代化遺産のうち木造のものは一〇%未満で、

ほとんどは石、煉瓦、鉄、コンクリートなどを用いた非木造建造物です。また規模については、長さ五〇〇mを超える橋梁や建築面積が八〇〇〇m²に近い駅舎など大規模な建造物がその多くを占め、形式についても従来の大半を占めてきた建築物の他に、橋梁、隧道、堰堤など多様な土木構造物が保護の対象となっています。

したがって近代化遺産の修理に際しては、これまで保護を図ってきた木造建築物とは異なる技術的対応が求められます。本特集では東京駅丸ノ内本屋の事例をとりあげ、近代化遺産としての特性を活かすために総合的視点から建造物の修理等について検討するという試みを紹介しています。今後は、こうした事例を参考にしながら、関連の各省庁など各種機関と連携を深め、近代化遺産の保存と活用について総合的な視点から研究を進めるとともに、管理や修理の担い手となる技術者を育成する具体的な方法を検討する必要がありますと思われる。

(2) 活用状況と所有者

製造施設や公共施設など、いわゆる現役の施設が多いというのも近代化遺産の特徴です。また重要文化財建造物全体の所有者の約八〇%が神社、寺院または個人であるのに対し、重要文化財に指定された近代化遺産の所有者は、六〇%が行政機関、二五%が営利法人であり、従来とは所有者構成に違いが見られます。当初の用途のまま使い続けるといえるのは、建造物の機能の歴史的価値を伝えるという意味で文化財の優れた活用方法の一つなのですが、現状を見るとこれらの所有者のなかには、文化財指定や登録が施設管理の障害になると考えている人が少なくなく、それが近代化遺産の文化財としての保護の推進を阻む要因となっています。

現状を打開するためには、財政的支援や税制優遇措置ももちろんですが、施設や所有者等が近代化遺産としての重要性を認識し、我が国の文化向上の一翼を担うという意識と誇りをもってもらうことが大切です。以下で紹介する萬代橋の例では、住民組織と市職員が協力して、橋の近代化遺産としての重要性を広く訴え

文化財部参事官
(建造物担当)
荻谷勇雅



るとともに、その保存、活用について活発に議論した結果、所有者である国土交通省が文化財に相応しい修理を行うに至った経緯が紹介されています。

近代化遺産の調査を始めてから一五年が経過したとはいえ、一〇〇年を超える文化財建造物保護の歴史全体から見れば、近代化遺産の保護の歴史はまだ始まったばかりです。課題の抽出とそれらの解決に向けた試行錯誤はしばらく続くことでしょう。いままでもなく、近代化遺産は近代国土のアイデンティティーを探る上で欠くことのできない地域資源であるとともに、アジアでいち早く近代化を遂げた我が国の礎として、いずれ世界史的見地からその価値が考察されるべき対象でもあります。今後の保護の歩みをより豊かなものとするために、近代化遺産のもつ可能性をさらに顕在化し、その特質に合った保護の考え方や手法を広い視野から検討することが求められています。

有識者の論文と各地の取組の事例を集めた本特集が、そうした検討を深め、保護の充実に向けた一つの足がかりになれば幸いです。

近代化遺産の保存・活用に関する 一五年の成果

文化財部参事官(建造物担当) 付調査部門

1 近代化遺産とは

近代化遺産とは、建造物については、近代的手法によって幕末期から第二次世界大戦期までの間に建設され、我が国の近代化に貢献した産業、交通、土木に係る文化財を包括的に表す言葉です。より具体的に述べれば、近代につくられたものの中で、主に工業、鉱業など生産と製造にかかわる産業施設（一般に産業遺産 Industrial Heritage と呼ばれるものがこれに相当します）、鉄道、道路、港湾などの交通施設、そして水道、灌漑、軍事などの土木施設をさし、建造物と一体的に価値を形成

図 近代化遺産総合調査の全国的進捗状況



している設備や機械なども含まれます。

この用語は、神社建築、城郭建築、官庁建築などのように、建造物の類型を直接示すのではなく、近代化という現象を示す言葉からなるという点で、従来の建造物種別をさす用語とは性質が異なります。何をもちて近代化とするのか、その解釈はおそらく一様でなく、その字面を眺めるだけでは、学校やホテル、銀行から教会、住宅に至る建造物までが社会の近代化を支えた遺産、すなわち一種の近代化遺産と解釈されてしまうかも知れません。そうした誤解を避けるため、近代化遺産の保護を進めるにあたっては、近代化遺産とはどのような概念なのか、用語がつくられたときの原義を理解しておく必要があります。

2 調査

近代化遺産（建造物等）総合調査事業は、近世社寺建築緊急調査事業が収束する時期において、近代の建造物が急速に失われていく社会情勢に鑑み、文化財建造物の新たな全国調査事業として平成二年に立ち上げられまし

3 指定と登録

近代化遺産を保護するための国の制度的枠組みは、調査の進展と平行して整えられてきました。平成八年二月に改正された「国宝及び重要文化財指定基準」の中に初めて「土木構造物」という言葉が明記され、多様かつ大量で継続的な使用が求められることの多い近代の建造物の保護に眼目がおかれた文化財登録制度が同年一〇月に導入されることで、近代化遺産を保存する可能性は大きく広がったのです。四三件（一〇六棟）の国の重要文化財の中には、日本橋や東京駅丸ノ内本屋のように我々の日常生活を支えるために頻繁に維持工事が行われているものや、取水から導水、配水までの上水道システムを支える一連の建造物が一件の重要文化財として指定されてい

る舞鶴旧鎮守府水道施設のような建造物、また単体としても五〇〇mを超える長大な橋梁や八〇〇m近い石造埠頭など、従来とは異なる性質、規模の文化財が多く含まれています。

文化財登録されている近代化遺産は、現時点で約一〇〇〇件にのぼります。件数の多いのは醸造施設、水道施設、砂防施設、発電施設などで、それらの多くが当初の用途のまま

利用されています。

4 修理と活用

重要文化財に指定された近代化遺産のうち、国の直轄または補助事業によって修理された物件はわずかです。またそれらの半数以上は当初の用途のまま利用されており、すでに稼働を停止している物件については、公開を中

心とした活用例が大半を占める一方で、遊歩道、公園、商業施設など個々の特質を活かした転用例もいくつか確認できます。

この一五年の間、近代化遺産の指定、登録は着実に進んだ一方で、構造や規模などが従来と異なるこれらの修理と活用については多くが検討段階にあり、事例の蓄積は今後の課題といえるでしょう。

表1 国の重要文化財に指定されている近代化遺産

所在地	件名	指定年月日	活用内容
大阪府	旧造幣寮造所正面玄関	S31.6.28	文化施設
愛知県	旧品川燈台	S43.4.25	博物館施設
愛知県	旧雷島燈台付属官舎	S43.4.25	博物館施設
東京都	旧弾正橋（八幡橋）	S52.6.27	○
兵庫県	神子畑鋳鉄橋	S52.6.27	生活道路
東京都	明治丸	S53.5.31	
栃木県	旧下野煉化製造会社煉瓦窯	S54.2.3	
福岡県	門司港（旧門司駅）本屋	S63.12.19	○
秋田県	旧阿仁鉱山外国人官舎	H23.1.19	資料館
秋田県	藤倉水源地水道施設	H5.8.17	公園
群馬県	碓井峠鉄道施設	H5.8.17	遊歩道(H6)
長野県	読書発電所施設	H6.12.27	○
沖縄県	仲村渠樋川	H7.6.27	○
三重県	四日市旧港港灣施設	H8.12.10	○
神奈川県	旧横浜船渠株式会社第二号船渠（ドック）	H9.12.3	商業施設
埼玉県	日本煉瓦製造株式会社旧煉瓦製造施設	H9.5.29	資料館
富山県	富岩運河水開施設（中島閘門）	H10.5.1	○
岐阜県	旧八百津発電所施設	H10.5.1	資料館
福岡県	三井石炭鉱業株式会社三池炭鉱原坑施設	H10.5.1	
熊本県	三井石炭鉱業株式会社三池炭鉱旧万田坑施設	H10.5.1	
三重県	末広橋梁（旧四日市港駅鐵道橋）	H10.12.25	○
東京都	日本橋	H11.5.13	○
広島県	本庄水源地堰堤水道施設	H11.5.13	○
大分県	白水溜池堰堤水利施設	H11.5.13	○
茨城県	横利根閘門	H12.5.25	○
愛知県	船頭平閘門	H12.5.25	○
神奈川県	旧横浜船渠株式会社第一号船渠（ドック）	H12.12.4	公園
静岡県	天城山隧道	H13.6.15	○
北海道	旧手宮鉄道施設	H13.11.14	博物館施設
宮城県	石井閘門	H14.5.23	○
秋田県	旧小坂鉱山事務所	H14.5.23	観光拠点施設
熊本県	三角旧港（三角西港）施設	H14.12.26	○
東京都	東京駅丸ノ内本屋	H15.5.30	○
岐阜県	美濃橋	H15.5.30	○
福岡・佐賀県	旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）	H15.5.30	遊歩道(H17)
群馬県	丸沼堰堤	H15.12.25	○
福井県	三国港（旧阪井港）突堤	H15.12.25	○
京都府	舞鶴旧鎮守府水道施設	H15.12.25	○
京都府	梅小路機関車庫	H16.12.10	○
山口県	旧小野田セメント製造株式会社製窯	H16.12.10	
新潟県	萬代橋	H16.7.6	○
鳥根県	旧大社駅本屋	H16.7.6	
熊本県	旧郡築新地甲号樋門	H16.7.6	○

注 1) ○は当初の用途のまま利用されている建造物を示す
2) 碓井峠鉄道施設と旧筑後川橋梁については、活用内容の欄に示した年度に保存活用管理計画を作成している

表2 重要文化財に指定されている近代化遺産の件数分類表 (件数)

建設時代区分			産業	交通	土木	計	所有者種別						
明治	大正	昭和					国	都道府県	市町村	公益法人	営利法人	その他	
9	1	1	11	26	6	43	6	3	8	3	4	6	3
3	2	1	6	6	3	18	6	3	3	3	10	3	3

文化財としての 近代化遺産の保護

課題と展望

工学院大学
建築都市デザイン学科教授

後藤 治



理想の保護

近代化遺産を文化財として保護するの
に、理想的な形はどのようなものだろう
か。多くの近代化遺産は、土木関連の施
設であったり、産業関連の施設であつた
り、現役の施設である。可能であれば、
現役の施設を現役として使い続けなが
ら、残していく形が望まれる。

それでは、やむを得ず役割を終えな
ければならないものはどうか。施設を
そのまま文化財として保存展示するだけ
では、巨大な施設の維持管理費用がか
むだけなので、現実的ではない。そこで、
施設を他の施設に転用して、別の役割を
担わせる形で、使いながら残していく方
法と知恵が求められる。実際に、近代化
遺産の多くは転用されて使われながら生

き延びている。近代化遺産は使いなが
ら残す文化財なのだ。

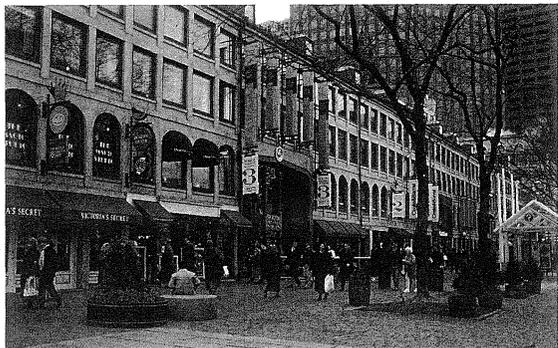
使いながら残すといっても、近代化遺
産のなかで、土木関連のものと産業関連
のものでは、事情が大きく異なっている。
なぜならば、土木構造物は公共所有のも
のが、産業遺産は個人や私企業といった
民間所有のものが多数を占めるからであ
る。さらに詳しくいえば、土木構造物の
多くは社会基盤として多くの人々の生命
や財産を守る公共施設である。産業遺産
の多くは民間の資産や設備投資の対象と
なっている。使いながら残すといっても、
その利用の実態にあわせて保護との調整
を図っていく必要がある。

文化財保護法の問題点

ところが、現行の文化財保護法は、そ

のみ(それも国立博物館での公開が中心)
に重点が置かれ、施設の利用は活用の範
疇に入っていない。そこで、活用の定義
に「保存に適した施設の利用」を加える
ことが望まれる。

次に、国有財産に関する扱いの見直し
である。現行法では、現役の役割を終え
た施設を特例で、国宝・重要文化財とし
て文部科学大臣が所管し残す形である。



アメリカ・ボストンにおける産業遺産の活用例
市街地の寂れた倉庫街にあった市場の施設を商業施設に転用

これに加えて、他省庁が文化財を現役の
施設として残すことに積極的に取り組む
ことができるような条文を設けることが
望まれる。この国有財産に対する見直し
は、公共施設である土木構造物の保護に
有効であるだけでなく、各省庁が所管す
る近代化遺産以外のさまざまな歴史的建
造物の継承にも大きく役立つことだろう。
ちなみに、ドイツの文化財保護法にあ
たる各州の州法では、建造物には施設に
あつた利用が必要であり、その利用が保
存に貢献すると法に記されている。これ
によってドイツでは、施設の利用を助け
るさまざまな施策の実現(例えば、文化
財の改修工事に対する所得減税)へと結
びつけている。ドイツのような条文を新
たに設けることも一つの方法だろう。

省庁の枠を越えて

法制度の整備が必要なのは、文化財保
護法だけではない。施設の利用にかかわ
るさまざまな他の制度も、文化財保護と
の連携を図っていくことができるように
整備されることが望まれる。このために
は、省庁の枠を越えた共同の取組が必要

の調整機能の役割を担っていない。なぜ
なら、文化財保護法は、所有者や管理者
が施設を使うことを支援するのではなく、
所有者や管理者の手に負いきれない施設
を「文化財」として保護することを念頭
に置いているからである。

これに対して、近年、文化庁でも「重
要文化財(建造物)の活用に対する基本
的な考え方(報告)」(平成八年二月)
や「重要文化財(建造物)保存活用計画
策定指針」(平成二年三月)をまとめ、
文化財保護のために施設を利活用するこ
との重要性を訴えている。けれども、こ
れだけでは物足りない。施設の利用と保
護の両立を念頭に置いた、法制度の整備
が急務であると筆者は考える。

まず、文化財の「活用」に関する定義
を見直す必要がある。現行法では、公開
である。

我が国においても、省庁の枠を越えた
取組は存在する。例えば、落ち込みの激
しい中心市街地の再生政策は、その一つ
である。中心市街地には、近代化遺産の
うち産業遺産が多数存在している。それ
らの利用や転用によって、市街地の活性
化に貢献できる可能性も高い。実際に、
欧米諸国では、中心市街地の活性化を支
援する法や施策と文化財保護行政が連携
して、産業遺産のさまざまな活用が図ら
れている(写真)。ところが、文化財保護
の分野は、我が国における中心市街地の
再生策には位置づけられていない。

先にも述べたように、産業遺産につい
ては、民間の所有であることが多い。利
用と保存の両立が、著しい経済的負担を
ともなうようなら、その実現は困難であ
る。むしろ、利用と保存の両立に、民間
が積極的に取り組めるぐらいにならない
れば、本当の意味での成功は訪れない。
民間の投資対象となる文化財。今後は、
このぐらいの理想を掲げて、省庁の枠組
みを越えた取組の展開を期待したいもの
である。

萬代橋の保存活用に向けた市民の取組

新潟大学工学部教授

大熊 孝

はじめに

新潟の三代目萬代橋が平成一六年七月六日に重要文化財に指定された。この橋は、信濃川河口近くに、新潟駅と中心市街を結ぶ国道七号に架けられており、毎日、歩行者六〇〇〇人、自転車五〇〇〇台、自動車四万台以上の交通量がある。六連充腹アーチ形式で、橋長三〇七m、幅員二二mの鉄筋コンクリート橋で、昭和四（一九二九）年八月三日に竣工している。橋側面には瘤出仕上げの花崗岩切石が張られており、一見すると石橋に見える。明治時代以降の橋梁では、重要文化財としては一番目、交通量の多い橋では日本橋（一九九九年指定）に次いで二番目の指定である。この指定には紆余曲折があったが、市民の萬代橋への強い愛着が重要な要素になっていた。その経緯について報告したい。

萬代橋の特徴と市民のかかわり

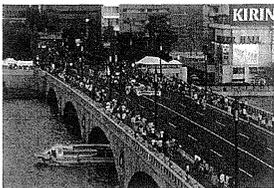
萬代橋が市民に愛されるのは、おもに石橋のような風格にあるが、歩道が広く、歩いても苦にならない橋長で、欄干の高さが約八五cmムやワークショップが展開された。このワークショップで提案された「萬代橋誕生祭」が、市民による実行委員会方式で、平成一五年八月二三日から始められている。

こうした盛り上がりの中、問題となったのが欄干の高さであった。実は平成一〇年、安全性の観点から防護柵の高さは一一〇cm以上にすべきという建設省道路局長通達が出されていた。欄干の高さが上げられた場合、オウセンティンティ（本来の姿）が失われ重要文化財に指定されない可能性があったわけであるが、それ以前に新潟市民は愛着のある萬代橋が改築されることに対して強い抵抗を示したのであった。その背景には、現在の欄干でも七〇数年間通行中に転落した者がおらず、安全性が実物実験で示されていたこともあった。平成一五年の春ごろから新聞に現状の高さの保存を訴える投書が相次いだ。また、同年一〇月には二一の市民団体が新潟国道事務所と新潟市に現状の欄干の高さを前提として重要文化財指定を目指してほしい旨が陳情された。平成一五年一月新潟市長は、これらの要望を取りまとめる形で新潟国道事務所と同様の要望書を提出した。

新潟国道事務所はこの市民の強い要望を受けて、同年一月、七五周年記念事業として次のように萬代橋を改修することを表明した。①萬代橋本体については現在の美しい姿を損な

であることも重要な要因と思われる。この欄干の高さは、ほぼ幼稚園児の頸の高さで、欄干に手を掛けて川を眺められるし、大人も歩きながら欄干に手を触れやすい高さである。また、橋上から上流には故郷の象徴である弥彦山・角田山が遠望でき、下流には日本海を望むことができ、開放感のある橋である。この形態に加え、昭和三九（一九六四）年六月の新潟地震で、他の橋が通行不能になったのに、萬代橋はヒビが入ったが支保物資の輸送が可能であった。これが、新潟市民をして決定的に萬代橋に信頼と愛着をもたせることになったといえる。

その後、昭和六〇年に初代萬代橋（木橋）からの架橋一〇〇周年を記念し、三代目萬代橋のライトアップが行われ、その資金一三七〇万円が市民の募金によって集められた。このライトアップは橋を単に両岸をつなぐものから、見る対象として位置づけ、それを見る場としての周辺の「まちづくり」に強い影響を与えた。その結果、萬代橋周辺の信濃川沿いには、やすらぎ堤（信濃川の緩傾斜堤防）のほか、さまざまな文化施設がつけられ、新潟を代表



復元された萬代橋の街灯と橋側灯
（写真提供：新潟市）
平成一六年八月二十一日、第二回萬代橋誕生祭に際して、重要文化財指定記念イベントとして、橋の下を航行している舟は市民グループが運営されている信濃川ウオースタジアムでスタート

うことなく後世に伝える、②照明灯等については極力建設当初の姿を復元する、③歩行者自転車の通行の安全性および冬期の通行しやすさに配慮する。これは欄干の高さを変更しないことを意味しており、道路局長通達によって全国の道路橋の欄干がほとんど嵩上げされた事実を照らし、歴史に残る英断であったと評価できる。

橋側灯復元に対する市民の募金活動

萬代橋の街灯や橋側灯（橋脚側面の航路標）は、昭和一八年に鉄材供出され、その後は簡単なものが取り付けられてきた。これを建設当初の姿に復元することになったわけであるが、市民がその事業費の一部を負担する募金活動がもたらされるとともに、一八年間市民に親しまれてきたライトアップの処置が問題となった。

街灯は一四基、橋側灯は一〇基あるが、そのうち橋側灯五基（総費用約二〇〇万円）

する景観を形成してきた。すなわち、このライトアップは、萬代橋と信濃川が新潟の「まちづくり」にとつて核的存在であり、それを行政だけに依存せず市民自らが積極的に創り上げることの大切さを認識させたものであった。なお、このライトアップの照明器具は、市民から新潟市に寄付され、その所有のもとに国土交通省の占用許可で取り付けられた。

重要文化財指定に向けた市民の取組

このように市民から愛されてきた萬代橋であるが、平成一一年に三代目萬代橋竣工七〇周年を記念した建設省新潟国道工事事務所（当時）による「私の萬代橋作品集」の刊行や萬代橋を中心とした「まちづくりワークショップ」を契機に、市民から萬代橋を重要文化財にしたいという動きが起ってきた。平成一二年には市民によって「萬代橋を愛する会」が結成され、落書き除去や講演会などが行われた。また、同年には新潟国道工事事務所が中心となって県、市、市民の参加する「萬代橋協議会」（会長は筆者）が設立され、萬代橋を重要文化財にすることを主眼に、シンポジウ

を寄贈することを目的に、「萬代橋復元プロジェクト実行委員会」（代表は筆者）が市民・産業界などの有志によって平成一六年四月二三日に発足した。その募金は八月の第二回萬代橋誕生祭まで続けられたが、七・一三新潟水害の影響もあって約一八・三万円に終わり、橋側灯四基が寄贈された。

この募金の背景には、ライトアップに込められた「まちづくりへの市民参加」を継承したいという思いがあったが、実態として橋側灯が復元されるとライトアップと競合する状況にあった。復元プロジェクト実行委員会は次の理由でそのライトアップの撤去を提案した。

①光度は落ちるが、橋側灯にも萬代橋の素材や形態の美しさを引き立てるライトアップ機能があること、②ライトアップの照明器具は橋脚から突出しており、日中の景観を害していること、③ライトアップの照明器具は老朽化しており、いずれ撤去せざるを得ないこと。

この結果、ライトアップは撤去され、昭和四年当時の姿にほぼ復元された。この成り行きの評価はもう少し時間の経過が必要と考えられるが、その後も萬代橋周辺の建物の在り方を市民自ら考えようという「萬代橋景観リレーフォーラム」などが続けられている。今後、「まちづくり」に市民が、身銭を切る、ことの意味を考えた。

事例紹介

別子銅山の保存・活用に向けた市の取組

新居浜市企画部産業遺産活用室長

坪井利一郎

別子銅山遺産は多量で多彩

別子銅山二八三年の歴史は、別子山中から新居浜平野に展開し、瀬戸内海に浮かぶ四国島までの四〇kmに至っています。江戸期には年間産銅量世界一を記録し、長崎貿易の決算を支えました。明治期には日本近代化の縮図の姿を映し出し、大正期まで世界第三位の産銅国日本を大きく支えてきました。昭和初期にかけては機械、化学、建設、電力、林業の企業を派生させてきました。採掘・選鉱・運搬・製錬にたずさわった先人の足跡を今に伝える産業遺産の数は多量で、種類は多彩です。

産業遺産のロマン

昭和六一年の新居浜青年会議所の「まちづくりプラン」が最初の産業遺産活用提言でした。平成二年の別子銅山開坑三百年記念式典と記念の別子銅山産業文化フォーラムの開催を契機に、別子銅山の意義を活かす機運が生まれました。

新居浜市は、まちの発展の礎となった別子銅山の産業遺産と豊かな景観を守る観光開発

として、採鉱本部のあった端出場や東平を鉱山のテーマパーク「マイントピア別子」として平成三年と六年に整備しました。そして、平成九年三月の施政方針において「先人の偉業に学ぶ近代化産業遺産ロマンの息づくまちづくり」を政策課題に掲げ、同年四月には上原に広瀬歴史記念館を建設しました。平成二二年には全国から延べ二二〇〇人が集った、近代化産業遺産全国フォーラムを開催しました。

平成一五年の別子山村との合併での一体感を契機に、翌年の平成一六年四月に企画部内に産業遺産活用室を設置しました。教育委員会の文化財行政とは実務面で連携しています。この間市民の側では、銅夢物語・新居浜市民会議が設立されて学習やイベントが多彩に開催され、近代化のルーツ調査でイギリス・フランスに調査団を派遣しています。マイントピアを楽しく育てる会では、ボランティアガイドやガイド学習講座を開催したり、炭焼き教室をはじめ各種イベントに取り組んできています。ほかに産業遺産をテーマに、市民ミュージカル、中学生や高校生のインターネット発信、俳句紀行本の出版などがあります。

住友企業では、昭和五〇年にグループで別子銅山記念館を開設して運営しています。昭和五八年には住友鉄道跡を自転車・歩行者道用地に提供、平成四年には泉寿亭跡に別子銅山記念図書館を建設して寄贈しています。平成二年には旧住友銀行支店を住友化学歴史資料館として開館しています。平成二三年には別子本舗の歓喜間符跡と歓東間符跡を別子銅山絵巻にある四つ止め口に復元し、平成一六年には旧別子遺跡の説明板を設置しました。

新生・新居浜市は、まちの誇りを未来に継承するために「世界遺産登録」を視野に入れた取組を始めています。先人たちの遺産を文化財と考え、次世代に残し、新しい歴史を刻んでいくところにロマンがあります。



東平の索道基地跡



旧別子の歓喜間符跡

事例紹介

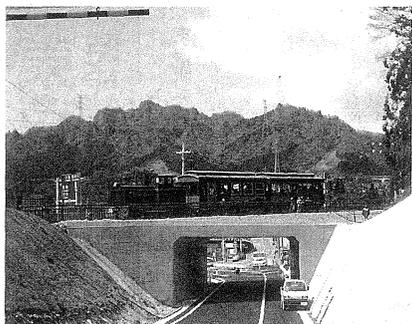
碓氷峠鉄道施設の保存修理と活用

財団法人文化財建造物保存技術協会広島支所長

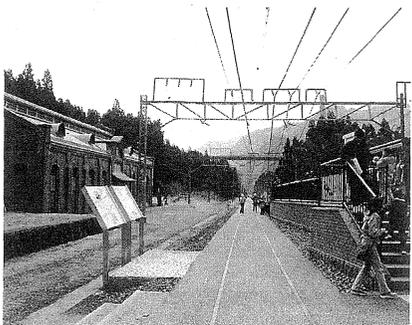
高村功一

横川と熊の平を結ぶ約七・五kmの間には、明治二六年に開通した旧碓氷線(昭和三八年廢線)の数多くの鉄道施設が残っています。重要文化財碓氷峠鉄道施設は煉瓦造アーチ橋五基、隧道一〇か所、旧丸山変電所二棟の建造物群と山林、軌道用地、変電所用地から構成されます。

平成九年一〇月、新幹線の開業とともに在来線の横川・軽井沢間(碓氷新線)が廃止されました。これより先、松井田町では、鉄道



シェルバ君 (松井田町萩原豊彦氏撮影)



トロッコ列車と旧丸山変電所 (松井田町萩原豊彦氏撮影)

廃止に伴う地域間交流人口の減少を懸念し、鉄道廃止後の地域づくりの一環として、鉄道を活かした手法を模索することとなりました。その一つとして、鉄道基地であった横川に、碓氷峠の鉄道史を伝えるとともに鉄道を楽しまる広場として「碓氷峠鉄道文化むら」を整備しました。また、旧碓氷線の鉄道を活用した遊歩道「アプトの道」の整備を行い、玄関口の「鉄道文化むら」から旧丸山変電所、煉瓦橋梁・隧道群を巡ることも可能となりました。

遊歩道として整備する際には、橋梁や隧道の点検を行い、安全性を確保するため補修工事も行っています。平成二二から一四年にかけて、文化庁の補助事業として、旧丸山変電所の保存修理が行われました。これら二棟は碓氷峠鉄道施設のなかで唯一の建築物であり、ほかの土木構造物と違って、建物としての活用が可能です。いまだに活用計画が定まらないものの、横川駅から碓氷峠に向かい、最初に出会う鉄道施設遺構として、訪れる人々の憩いの場となるに違いありません。

最近、「鉄道文化むら」から旧丸山変電所を経て「碓氷峠の森公園交流館」への新たなアクセス手段が追加されました。線路敷を利用したトロッコ列車、愛称「シェルバくん」です。碓氷線の保線用モーターカーを改造したもので、定員五四名の客車二両を連結しています。これによって足腰に不安のある人でも容易に行くことが可能となりました。

本来、近代化遺産の多くは碓氷峠鉄道施設のように大規模なものであり、散在する文化財のアクセスを確保することは容易ではありません。それなりに費用と時間もかかることでしよう。しかし、安易に整備するのではなく、残された文化財建造物の一つ一つが引き立つような活用を目指していきたいものです。

事例紹介

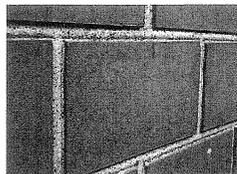
東京駅赤レンガ駅舎保存・復原 時代が描く夢

株式会社ジェイアール東日本建築設計事務所東京プロジェクト担当部長

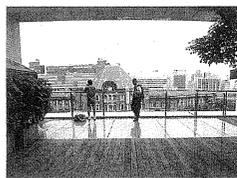
酒井敦司

東京駅赤レンガ駅舎の外観は陽のあたり方、雨による濡れ具合などでその風合いが大きく変わります。また、遠くから見たとき、近くから見上げたとき、それぞれ違った印象が感じられます。良い建築、良い都市空間は良い音楽や小説と同じで、どこを切り取っても美しく、意味のあるものなのだと思います。

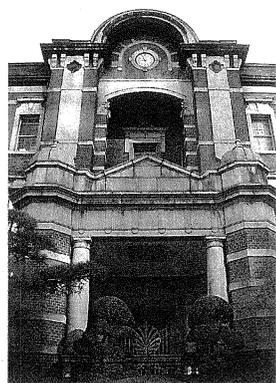
一九一四年に竣工した当駅舎は、約三〇年後に戦災で屋根・内装を焼失し、三階部分の大半が撤去されました。それから約六〇年を経た今、私たちは当駅舎を創建当初の姿に復原するための設計を進めています。そこでも驚かされるのは創建当時の技術力の高さです。例えば、外壁の化粧レンガはとても平滑



化粧レンガと覆輪目地



丸ビルより



中央部正面

で角は鋭く、目地を含めて四段で九寸の高さになるよう厳密に積まれています。それらをつなぐ「覆輪目地」は幅が一定で丸みがあり、その頭はレンガタイルときちんとそろっています。壁と壁がぶつかる入隅部では、本来のレンガ積みと同様、一段ごとに各壁側交互に縦目地が入っています。全体としての美しさ／調和に加えて、細部の美しさ／緊張感が大切であると実感しています。尺寸（立面図）、メートル（平面図）、インチ・フィート（鉄骨寸法等）で描かれた創建時の図面をにらみつつ、各単位の定規とCADを使い分けて設計を進めています。

当事業には、歴史的建造物を継承し、風格のある都市景観を形成するという目的のほか、駅舎、ホテル、ギャラリー等として将来にわたって活用しつづけるという目的があります。そこで私たちは、復原部分の意匠検討のみならず、長期保存のための耐震性能確保と内部空間利用との整合、剥落防止対策を含む維持管理方法などについて検討を行っています。そのため、これまでに三か月ごとに計一〇回開催された「JR東日本主催の委員会を通じて学識経験者から多くのアドバイスをいただいています。また、類似事業関係者の方々と情報の交換を心がけています。

つい数年前まで、赤レンガ駅舎の復原は多くの人々の「夢」でした。歴史と風格のある街づくりを目指した官民一体の取組が行われている現代、その夢が実現されつつあります。工事にあたっては、駅として利用しながらの地下部掘削、既存松杭の撤去、地下階の構築と免震化、ならび三階部分の復原を約五年間かけて行う予定です。東京駅赤レンガ駅舎が創建当初の姿に復原され、これまで以上に多くの人々の想いを受け止め、思い出に残る建物になるよう、さらに設計に邁進していきたいと思えます。

事例紹介

旧筑後川橋梁（昇開橋）の積極的な活用に向けて

株式会社マヌ都市建築研究所 三浦卓也

かつて河川は重要交通路であり、橋は橋桁が大型船と接触しないよう配慮する必要がありました。さてどうする？ というわけで、橋桁を跳ね上げたり回転させたりさまざまな可動橋が誕生するのです。

旧筑後川橋梁は昇開システムを取り入れた可動鉄道橋です。佐賀線開通時、筑後川の活発な水運に配慮し、橋桁の中央がエレベーターのように上下する仕組みを組み込み、昭和一〇年に完成しました。



全景（大川市側より）撮影：小野吉彦

「昇開橋」として親しまれ、佐賀線廃線後、保存運動を受け地元自治体に譲渡、遊歩道として整備公開されました。現在は筑後川昇開橋観光財団が公開や橋桁の昇降を行い、

管理活用計画が策定されました（財団法人文化財建造物保存技術協会受託）。本稿では筆者が関与した活用計画の内容をご紹介します。橋の活用というと難しくそうですが、親しまれ使い続けることが一番大切だと思います。さらにいえば橋としての本来の役割や価値を自然にしかも楽しく感じ取れることが重要だと思います。というのも橋に限らず近代化遺産は、用途変更や環境変化により、知らず知らず本来の姿が理解しづらくなっている場合が多いからです。旧筑後川橋梁の場合、鉄道橋であったことを示す（例えばレール等の一部再現を図る）、舟運と鉄道の調整システムを示す（例えばサイレンや信号を復原し音や色を再現する）などにより、水運に配慮した鉄道橋としての役割を示すことが第一の活用方針とされました。また基本機能である「わたる（全長五〇七mは遊歩道としては長い）」「くぐる（舟運が廃れくぐらない）」「あがる」についてもより実感できる活用を目標にしました。

次にボランティアガイド等によるきめ細かい解説を行うこととしました。近代化遺産は多様な切り口からその役割を読み解くことがで

き、それらについての解説を施すことで遺産の価値についての理解が格段に深まるものだからです。可能であればストーリー性をもったミニガイドンス施設を両岸に分散させ、橋を「わたる」動線を生み出すことも考えられました。

この他、個性的な形態を活かした橋本来の役割とは関係ない意表をつく活用も考えられます。多くの住民やアーティストがかかわる機会をもうけ、アイデアを結集し、実験活用しながら可能性を広げていくこととされました。

旧筑後川橋梁は、筑後川水運や佐賀線といった広域都市基盤の一端をなすものです。橋の活用と同時にこれら周辺環境の保全も重要です。地域の産業や文化の発展に深くかかわってきた遺産であり、重要なまちづくり資源でもあります。多くの住民が活用に関与し、できることから始めながら橋の活用や周辺環境保全が段階的に進み、将来的には地域活性化などのまちづくり結果としていく……個性的なシルエットを見せる旧筑後川橋梁は、積極的な活用に向けて第一歩を踏み出したところからです。

◆長官対談◆
【文化人の本音】河合隼雄文化庁長官対談
杉本 洋 日本画家・文化庁文化交流使
【長官コラム】文化庁の拡充

◆特集◆
文化財の災害対策

【文化庁提言】
文化財の災害対策
【寄稿】
第一回文化財の防災計画に関する研究会
文化財防災への道
【事例紹介】
文化財建造物の倒木災害
防げなかった長谷寺本堂の被害
新潟県中越地震における被害と修復事業について

◆文化庁ニュース◆
第五五回全国民俗芸能大会
第五二回文化財保護強調週間

◆編者後記◆

地場産業の発展の礎となった町工場、普段何気なく利用している駅舎や橋梁、人々の生活を今も支え続ける水道、発電施設など、いわゆる洋館のように派手な意匠がなく、またあまりに身近で目立つことの少ない近代化遺産が、文化財として注目されるようになったのは、ここ数年のことです。この近代化遺産をめぐる現在の潮流は、近代の歴史に対する関心の高まりと、社会で育まれた価値観を政策などに反映させた結果であり、より大きな視点で見れば世界

◆連載◆

【いきいきミュージアム 美術館・博物館事業レポート】
佐倉市立美術館
【芸術文化の風】
パソナ公開講座 大阪・沖繩レポート
【著作権O&A】著作権なるほど疑問箱から
著作権はいつまで保護されるの？
【文化交流使の活動報告】
杉葉子・女優
【伝建地区を見守る人々 伝建歳時記】
まよごくりは人づくり 佐原っ子の底力 千葉県原市
史跡を楽しむ
【言葉をつづめる】
敬語の効果的な使い方
地域からの「文化力」発信
【文化庁ニュース】
全国高等学校総合文化祭あおもり05結果報告
【文化人さんかじりin関西 関西元気文化圏を臨める人々】
市民活動の頼りになる存在 街のデザイナー
【風を呼ぼう、わが町に 登録有形文化財建造物との歩み】
なごうとワインの郷を支えた近代化遺産
【日本の伝統美と技を守る人々】
日本能楽会・能楽
【国宝・重要文化財をもっと楽しむ方法】
狛犬について
【日韓友情年事業紹介】
フィナーレに向け、盛り上がる交流事業

文化庁月報 9月号 (通巻444)

平成17年9月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

発行—株式会社 ぎょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-18

電話 編集 03 (3571) 2126

販売 03 (5349) 6666

URL : <http://www.gyousei.co.jp>

印刷所—ぎょうせいデジタル株式会社

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 〔本体514円〕 送料76円

年間購読料6,480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

(株) ぎょうせい営業部広告課

電話03 (5349) 6657 (ダイヤルイン)

©2005 Printed in Japan ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。

的に進む文化遺産の概念の拡大の流れを受けたものといえ、今後ますます注目を集めることでしょう。関連分野が多岐にわたる近代化遺産の保護を充実させるためには、建設、経済部局または民間団体などとの幅広い協力を求められます。本特集で示された課題を解決する一つのきっかけとして、「近代化遺産の日」である10月10日の前後に実施予定の近代化遺産全国一斉公開の試みにまずは期待したいと思います。(参)

美術館・博物館チケットプレゼント

今月号の展覧会等のチケットプレゼントは、

A 東京国立博物館
【華麗なる伊万里、雅の京焼】 3組 (ペア)

B 京都国立博物館
【嚴造と天台の国宝】 3組 (ペア)
です。ご希望の方はアンケートハガキのチケット応募欄に必要事項をご記入のうえ、10月3日(月)までにご投函ください(当日消印有効)。
*チケット発送をもって当選発表にかえさせていただきます。

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄へお寄せください。

●ホームページアドレス●
<http://www.bunka.go.jp>